

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会（以下「当会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給基準及び報酬について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、別表1及び別表2の報酬を支給する。

2 役員等の内、別表1及び市職員に該当する者は、別表2を適用しない。

(報酬の日割計算等)

第3条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 月の中途において就任又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算とする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬の支給の時期は、次の各号において定める時期とする。

(1) 常勤役員等の報酬は、事務職員の給与に関する規程の適用を受ける職員の例によるものとする。

(2) 非常勤役員等の報酬については、ひと月分をまとめて翌月末までに支払う。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(当会職員給与との併給)

第5条 当会職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(公表)

第6条 当会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事会で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月23日から施行する。
- 2 役員等の費用弁償に関する規程（平成27年4月1日施行）は、これを廃止する。
- 3 この規程は、令和元年10月16日から施行する。

別表 1

区 分	月 額
会長	50,000円
常務理事	20,000円
保育園園長	12,000円

別表 2 (第 3 条第 3 項関係)

(1) 理事

区 分	日 額	備 考
理事会への出席	2,000円	
上記の他、法人業務のための出勤	2,000円	

(2) 監事

区 分	日 額	備 考
監事監査等への出席	2,000円	
上記の他、法人業務のための出勤	2,000円	

(3) 評議員

区 分	日 額	備 考
評議員会への出席	2,000円	
上記の他、法人業務のための出勤	2,000円	